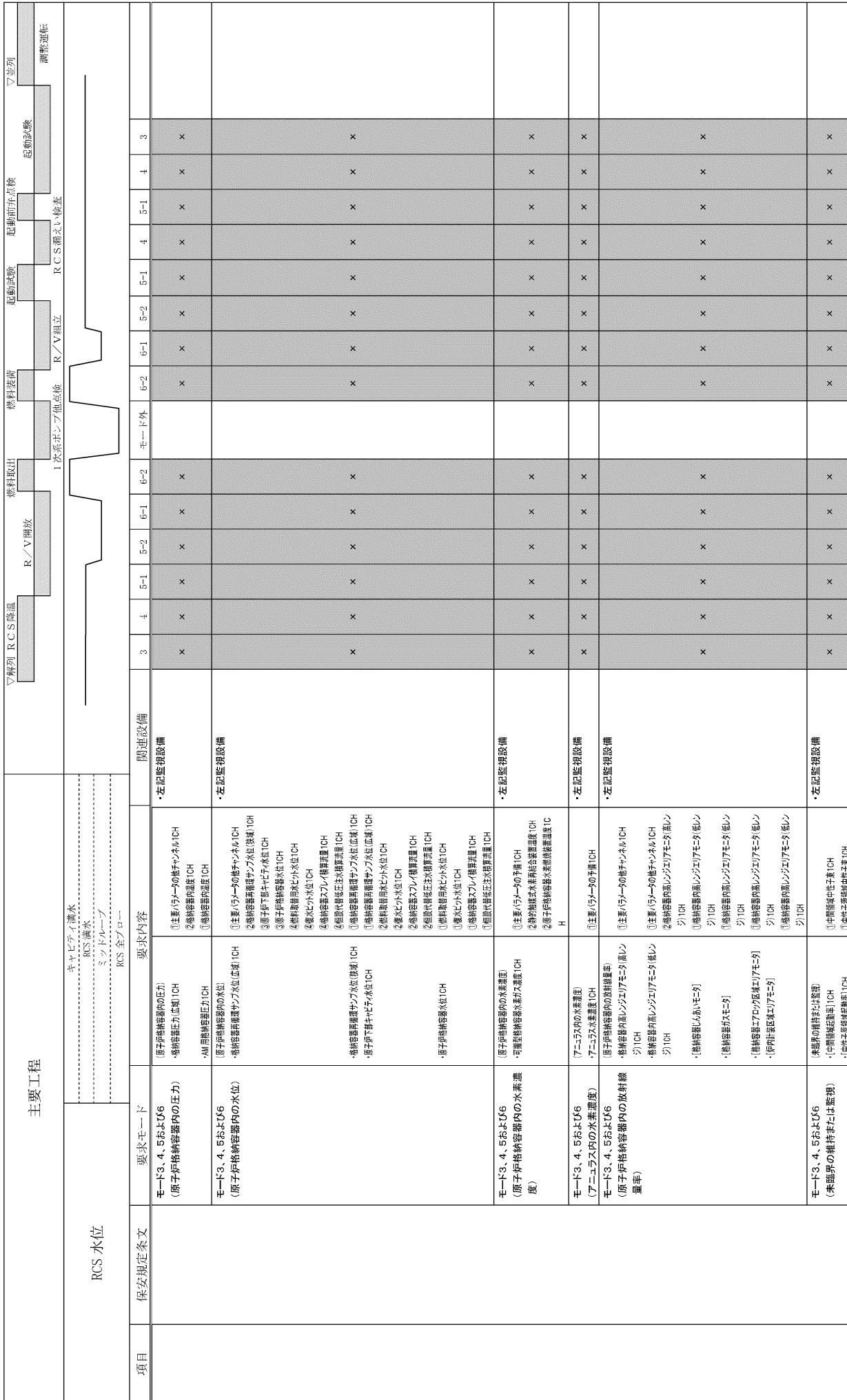


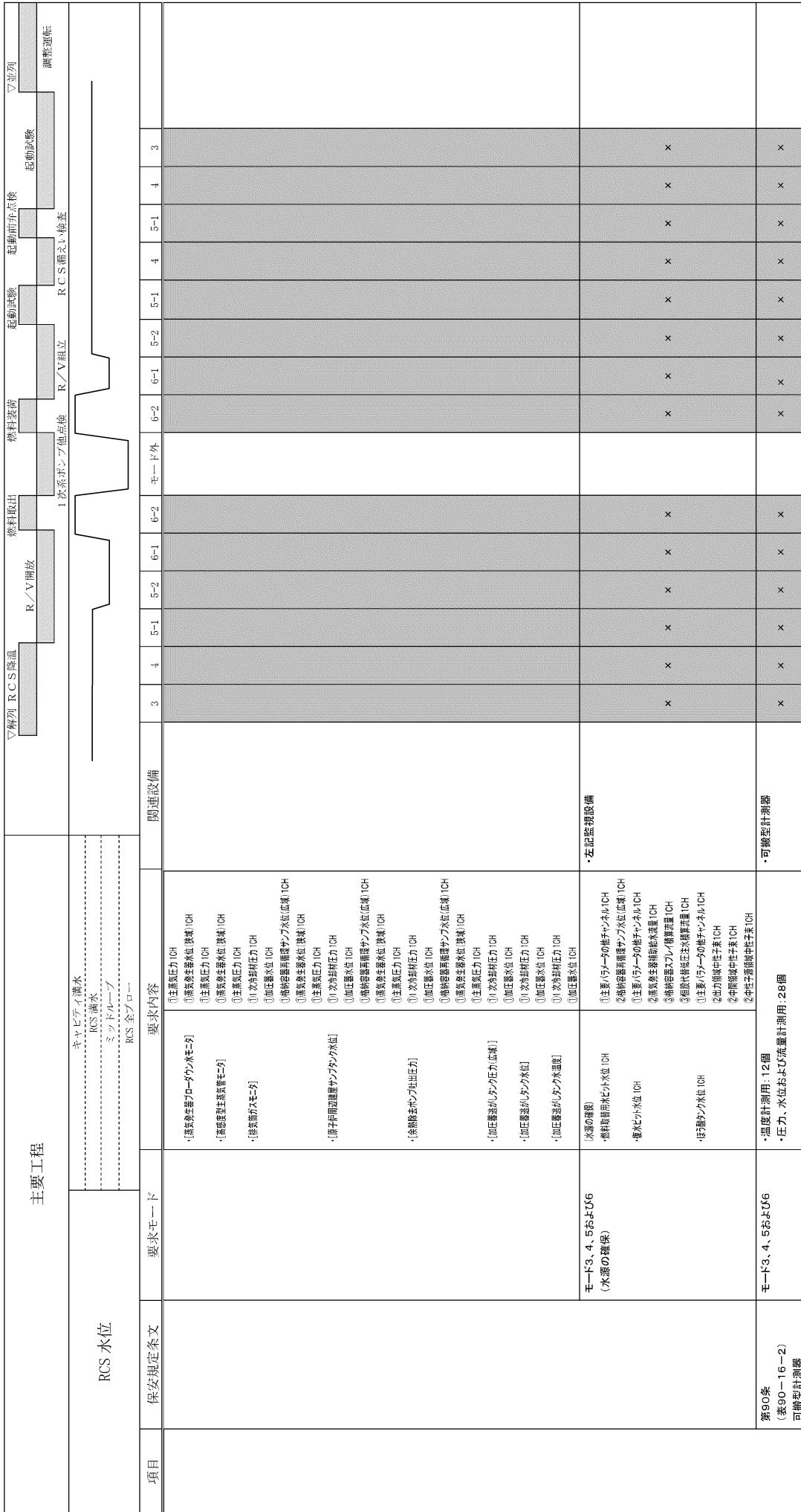


## 定期事業者検査時の安全管理の計画



## 定期事業者検査時の安全管理の計画

定期事業者検査時の安全管理の計画



## 定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		定期検査実施状況														
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備			起動試験			起動試験			RCS漏えい検査			
RCS 水位	第90条 (表90-16-3) 記録	モード3、4、5および6	・可搬型温度計測装置(燃料容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用)-3個 ・安全バーマータ表示システム(SPDS):1系列(3号炉および4号炉の合計) ・SPDS表示装置:2台(3号炉および4号炉の合計)	燃料取出 R／V開放 1次系ポンプ他点検 R／V組立	燃料注入 R／V開放 R／V組立	起動試験	起動試験	起動試験	起動試験	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	
RCS 全プローブ	キャビティ灌水 RCS漏えい ミッドループ														3	
モード3、4、5、6および7 (表90-17-1) 中央制御室	第90条 (表90-17-1) 記録	モード3、4、5、6および7 (表90-16-3) 記録	・中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上動作可能(ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中) ・可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能	・可搬型温度計測装置(燃料容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用)-3個 ・安全バーマータ表示システム(SPDS):1系列(3号炉および4号炉の合計) ・SPDS表示装置:2台(3号炉および4号炉の合計)	燃料取出 R／V開放 1次系ポンプ他点検 R／V組立	燃料注入 R／V開放 R／V組立	起動試験	起動試験	起動試験	起動試験	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4
モード3、4、5および6 (表90-18-1) 監視測定装置	第90条 (表90-18-1) 記録	モード3、4、5、6および7 (表90-16-3) 記録	・中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上動作可能(ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中) ・可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能	・可搬型温度計測装置(燃料容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用)-3個 ・安全バーマータ表示システム(SPDS):1系列(3号炉および4号炉の合計) ・SPDS表示装置:2台(3号炉および4号炉の合計)	燃料取出 R／V開放 1次系ポンプ他点検 R／V組立	燃料注入 R／V開放 R／V組立	起動試験	起動試験	起動試験	起動試験	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4
モード3、4、5、6および7 (表90-18-1) 監視測定装置	第90条 (表90-18-1) 記録	モード3、4、5、6および7 (表90-16-3) 記録	・放射性物質の濃度および放射線量の測定	・放射性モニタリングボスト、10個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・電離線管サーベイメータ:2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・可搬型放射線計測装置(可搬式タスクナフラー:2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・可搬式ダストナフラー:2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・汚染サーベイメータ:2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・Nalシンチレーションサーベイメータ ・小型船舶	燃料取出 R／V開放 1次系ポンプ他点検 R／V組立	燃料注入 R／V開放 R／V組立	起動試験	起動試験	起動試験	起動試験	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4

## 定期事業者検査時の安全管理の計画

## 定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備													
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	
			<p>・安全ハラメータ表示システム(SPD&amp;S:1系列(3号炉および4号炉)の合計所要数、A系またはB系のいずれかにより有線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であること)※1</p> <p>・安全ハラメータ伝送システム:1系列(3号炉および4号炉の合計所要数、A系またはB系のいずれかにより有線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であること)※1</p> <p>・SP&amp;S表示装置:2台(3号炉および4号炉の合計所要数)</p> <p>※1 (※1サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足しないことのみならず、また、所の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。)は、運転上の制限を満足していなければみだらない。</p> <p>・緊急時衛星通報システム:1台(3号炉および4号炉の合計所要数)</p> <p>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX)、1系列(3号炉および4号炉の合計所要数、TV会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であること)※1</p> <p>・機器等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないことはみなさい。)</p> <p>・空冷式非常用発電装置</p> <p>・燃料油貯タンク、重油タンク、タンククローリー</p> <p>・電源車(緊急時対策用)</p>														
第90条 (表90-21-1) アセスルートの確保	モード3、4、5、6および使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6および使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	・フルードーザ(2台)(3号炉および4号炉の合計所要数、予備機1台を含む)の所要数が動作可能	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

×	機能要求あり
△	機能要求あり(条件付)

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
3	1次冷却材温度 177°C以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93°C超 177°C未満	全ボルト締付
5-1	1次冷却材温度 93°C以下(RCS満水)	全ボルト締付
5-2	1次冷却材温度 93°C以下(RCS非満水)	全ボルト締付
6-1	1次冷却材温度 93°C以下(キャビティ低水位)	1本以上が緩められている
6-2	1次冷却材温度 93°C以下(キャビティ高水位)	1本以上が緩められている(全ボルト取り外し)
モード外	全ての燃料が原子炉容器容積外にある状態	—

※ 本計画は、安全確保の方法の基本方針を示すものであり、詳細については、保安規定を参照すること。また、作業工程等の変更が生じた際ににおいても、保安規定の遵守を徹底し、安全確保に努めるものとする。

別表

## 長期施設管理方針実施状況総括表

4号炉 長期施設管理方針実施状況総括表

(1/1)

長期施設管理方針 No.	機器又は系統名	部位と経年劣化事象	長期施設管理方針に基づく活動内容			実施時期	第1.9 保全サイクル 実施計画	進捗状況	備考 ( ) 内は実績を記載
			活動項目						
1	原子炉容器 脇部照射脆化	脇部(炉心領域部)の中性子炉容器脇部(炉心領域部)の照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第4回監視試験の実施計画を策定する。				中長期	-	未実施	
2	原子炉容器等※ ※：疲労損傷 による低サイクル疲労 の評価を実施した全 ての機器。	原子炉容器等の疲労割れについては、実験過渡回数を上回らないことを確認する。 運転開始後60年時点の推定過渡回数に達する場合に、実験的に実施し、 その結果を確認する。				中長期	-	未実施	
3	ステンレス鋼配管 溶接部の施工条件に起因する内面からの粒界剥離部「ステンレス鋼配管溶接部」の施工条件に起因する内面からの粒界剥離部にについて、 2020年8月に確認された。[十飯発電所3号炉加圧器パイ配管溶接部における有意な指示]を踏まえて実施する類似性の高い箇所に対する検査の結果も踏まえて、第2.0保全サイクルまで継続して実施する類似性の高い箇所に対する検査の結果および頻度を検討し、供用期間中検査計画に反映を行う。	ステンレス鋼配管溶接部の施工条件に起因する内面からの粒界剥離部「ステンレス鋼配管溶接部」に起因する内面からの粒界剥離部にについて、 2020年8月に確認された。[十飯発電所3号炉加圧器パイ配管溶接部における有意な指示]を踏まえて実施する類似性の高い箇所に対する検査の結果も踏まえて、第2.0保全サイクルまで継続して実施する類似性の高い箇所に対する検査の結果および頻度を検討し、供用期間中検査計画に反映を行う。	○	中長期	○	継続 実施中	(第1.8回保全サイクル) ・APENV特例判決WGにて、発生・進展メカニズム等の知見拡充を実施中。 ・難易性の高い箇所に対する検査を実施し、有意な指示がないことを確認した。 別紙 点検計画 1. 点検計画	で記載	